

知っ得

なっとく

得

No.214

2023.9月発行

令和5年住宅・土地統計調査 ご協力をお願い

令和5年（2023年）10月1日を調査期日として、令和5年住宅・土地統計調査を実施します。

住宅・土地統計調査は、住宅・土地に関する最も基本的な調査であり、統計法に基づき実施する国の重要な統計調査です。調査対象に選ばれた世帯には、9月下旬から「調査員証」を持った調査員が伺います。

パソコンやスマートフォンを使ったインターネットでの回答や、郵送による調査票の提出が可能となっています。

住宅・土地統計調査へのご協力をお願いします。



<住宅・土地統計調査をよそおった“詐欺”にご注意を>

調査員を装った不審な訪問者や、不審な電話、電子メールなどにご注意ください。

住宅・土地統計調査では、金品を請求することは一切ありません。

問い合わせ

広島市企画総務局政策企画課(統計分析係) ☎ 082-504-2012

各区区政調整課

中区：☎ 082-504-2543 東区：☎ 082-568-7703

南区：☎ 082-250-8933 西区：☎ 082-532-0925

安佐南区：☎ 082-831-4927 安佐北区：☎ 082-819-3962

安芸区：☎ 082-821-4903 佐伯区：☎ 082-943-9703

「令和5年住宅・土地統計調査」(総務省統計局のページ)

右の二次元コードから



URL

<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/r5campaign/index.html>

こんな消費者トラブルに注意!

昨年度の相談事例を紹介します



こちらは定期購入になっています



広島市消費生活センターのご案内

消費生活相談
ご相談は来所、電話、メールでお受けしています。



●電話相談
☎ 082-225-3300 (消費生活相談専用)

●メール相談
右の二次元コードの入力フォームからご相談ください。



【開館時間】 10:00~19:00
【休館日】 火曜日と12月29日~1月3日

消費生活出前講座をご利用ください!

市内の学校、高齢者団体、町内会など各種団体・グループ等からの申込みにより、消費生活専門相談員等の資格を有する講師を派遣して出前講座を実施しています。
みなさんと一緒に消費者被害に遭わないための出前講座を開いてみませんか?

- 講師派遣：無料
- 時間：約1~2時間
- 参加者：広島市内にお住まいの方で概ね15名以上
- 土曜日、日曜日、祝日も派遣可能です。

消費者被害に遭わないために

【申込み・お問合せ先】
公益社団法人広島消費者協会
TEL・FAX 082-225-3320
受付:午前10時~午後5時(火曜日・日曜日・祝日を除く)



令和4年度はこんな消費生活相談がありました

相談件数

○令和4年度に広島市消費生活センターで受け付けた相談は7,442件あり、前年度に比べ415件増加しました。相談件数は平成30年度から減少傾向にありましたが、令和4年度は一転増加に転じました。

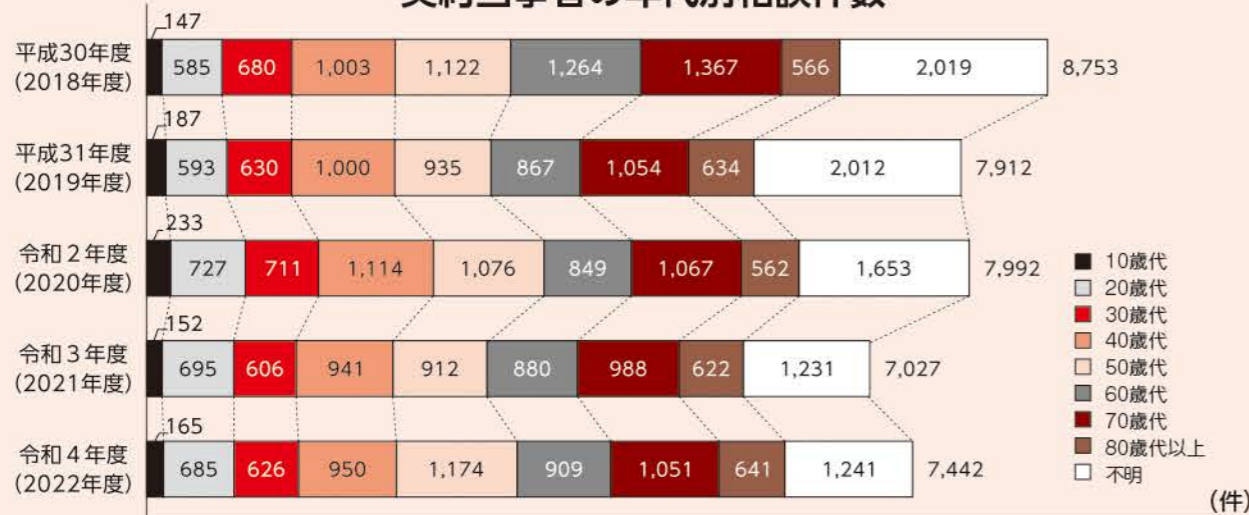
広島市消費生活センター 相談件数



年代別

○前年度に比べ、20歳代からの相談は10件減少していますが、その他の年代では全て増加しています。特に、50歳代からの相談は262件(前年度比128.7%)増加しており、年代別の相談割合も15.8%と全年代で最も多くなりました。

契約当事者の年代別相談件数



商品・役務別

○架空請求などの「商品一般」に区分される相談が前年度に比べ7件減少したものの、前年と同様に最も多く受け付けました。件数が増加したのものとしては、「化粧品」が288件(192.3%)、「健康食品」が22件(111.8%)、「エステティックサービス」が114件(278.1%)、その他の役務サービスが65件(160.7%)増加しました。相談内容としては、「定期購入になっていた化粧品や健康食品の解約」や、「美容・脱毛エステの解約や破産したエステ事業者との契約」に関する相談が大幅に増加しました。

商品別相談件数 TOP10

順位	区分	令和4年度(件)	令和3年度(件)	前年度差(件)	前年度比(%)	主な内容
1	商品一般	759	766	▲7	99.1	公的機関や債権回収業者を騙った架空請求はがきやメール、宅配会社を騙った不在配達メール、代引きで届いた頼んだ覚えのない商品など
2	化粧品	600	312	288	192.3	意図しない定期購入、基礎化粧品、シャンプー、除毛剤、ファンデーションなど
3	賃貸アパート・マンション	333	357	▲24	93.3	貸アパートの契約、修理代、原状回復に関するトラブルなど
4	相談その他	300	305	▲5	98.4	個人間のトラブル、労働問題、アンケート調査、交通事故など
5	健康食品	209	187	22	111.8	意図しない定期購入、ロイヤルゼリー、ダイエットサプリなど
6	エステティックサービス	178	64	114	278.1	美容エステや脱毛エステの契約など
7	移動通信サービス	175	242	▲67	72.3	携帯電話サービス、モバイルデータ通信など
8	フリーローン・サラ金	173	174	▲1	99.4	消費者金融・クレジットカード会社からのローン(借金)の整理、過払い金請求など
9	他の役務サービス	172	107	65	160.7	パソコンのウィルス対策、占いサイトなど
10	インターネット接続回線	142	216	▲74	65.7	プロバイダー、インターネット回線の電話勧誘販売など

第1位 商品一般

宅配業者を装った不在通知の連絡がSMSに届き、個人情報を入力するよう指示されたという相談や、国や自治体、大手通信会社等をかたった代金未納の架空請求のメールが届いたという相談などが増えています。身に覚えのない請求は無視しましょう



第2位 化粧品

お試し価格で購入した化粧品が意図せず定期購入になっていたので解約したいという相談や、解約を申し込みたいが事業者と連絡が取れないといった相談が増えています。注文する際は、契約の内容をよく確認しましょう。

国民生活センターでは、消費者による自己解決を支援するため、トラブル解決に役立つ情報をFAQ形式で提供しています。時間や場所を問わず、消費者トラブルについて調べることができます。

